平成２７年（フ）第９号
新潟市東区中山２丁目６番17号　サンライズナカヤマＡ102号、前住所新潟市東区紫竹７丁目５番14号１
債務者　梶原　博子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１号
新潟市秋葉区小須戸3745番地１
債務者　山口　　尚
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１号
長野県諏訪郡下諏訪町3929番地５
債務者　山邊　奈美（旧姓岡澤）
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第４１３号
岐阜県瑞穂市横屋328番地３
債務者　小島　一夫
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４２６号
岐阜県関市迫間台１丁目９番７号
債務者　渡辺かをる
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１４号
岐阜県各務原市鵜沼山崎町３―41　広江マンション202、住民票上の住所岐阜県高山市長坂町16番地
債務者　横沢　孝旨
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３号
滋賀県蒲生郡日野町村井１丁目６番地　桃栄金属社宅105号
債務者　穂積　従一（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第９号
滋賀県東近江市五個荘石馬寺町362番地、前住所滋賀県東近江市五個荘簗瀬町567番地７
債務者　濵口　廣志
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１１号
滋賀県東近江市猪子町39番地４、前住所大阪府高槻市安満西の町10番８号
債務者　上村　博樹
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第９１９号
神戸市垂水区上高丸２丁目１上高丸団地内、住民票上の住所神戸市北区緑町４丁目２番１―45号
債務者　仲井　英明
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１号
神戸市兵庫区下三条町１番17号　プチドール祇園202号
債務者　山田　忠承
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５号
神戸市北区鈴蘭台南町３丁目５番23―103号、従前の住所札幌市清田区北野四条１丁目８番14号　オレンジハイツ
債務者　庄村　正浩
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４号
神戸市長田区長田天神町６丁目５番１―1001号
債務者　髙梨　二郎
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６７９号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番22―711号、前住所兵庫県西宮市[illegible]岩町８番14―403号
債務者　藤原　悠剛
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２号
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目15番15号プレンティー21　208号
債務者　中山　武士
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９８０号
広島市安佐南区安東１―８―24、住民票上の住所広島市中区堺町１丁目６番15―803号
債務者　平田　拓也
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１号
高知県土佐清水市中浜108番地
債務者　上原　幸弘
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
高知地方裁判所中村支部